



2019年4月25日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号  
平和不動産株式会社  
代表取締役社長 岩熊博之  
(コード番号8803)東京・名古屋市場第一部・福岡・札幌  
問合せ先 取締役常務執行役員 岩崎範郎  
TEL 03-3666-0182

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、2019年6月26日開催予定の当社第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

##### ①取締役の任期

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条につき所要の変更を行うものであります。ただし、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

##### ②責任限定契約

業務執行取締役等でない取締役および監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第28条および現行定款第36条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第28条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、社外取締役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、社外監査役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>[新設]</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>[削除]</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>監査役</u>との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p> <p><u>附 則 第 21 条の規定にかかわらず、2018 年 6 月 26 日開催の第 98 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年6月26日  
定款変更の効力発生日 2019年6月26日

以 上